

大津市中期財政フレーム

計画期間 令和 9 年度～令和 13 年度



令和 8 年 1 0 月

大 津 市

1	改定の背景.....	1
2	中期財政フレームの必要性.....	2
3	フレーム改定における基本的事項.....	2
4	歳入歳出の推計.....	3
	歳 入.....	3
	歳 出.....	5
5	向こう5年間の主な歳出の見通し.....	7
6	向こう5年間の財政収支の見通し.....	8
7	向こう5年間の財政指標等の見通し.....	9
8	参考（用語説明）.....	12

本文中の※●（数字）は、P.12 の用語説明を参照

1 改定の背景

政府が7月に策定した「経済財政運営と改革の基本方針2026」（いわゆる「骨太の方針2026」）においては、令和9年度を「責任ある積極財政元年」と位置づけ、強い経済、持続可能な財政と質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化するとともに、現役世代の保険料負担を引き下げていくとの方針の下、給付と負担の見直しの検討、安心して必要なサービスを受けることのできる医療・介護提供体制の構築、DXやAI等の活用によるサービスの質の向上、積極的な予防医療等に取り組むとしている。あわせて、地域における人口減少、インフラ老朽化、担い手不足といった課題を克服し、強い地域経済、持続可能な地域社会を構築し、「日本列島を強く、豊かに」することを目指すとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

本市における財政運営においては、令和7年度決算を見ると、市税や地方交付税が堅調に推移し、財政健全化判断比率等の指標も良好な数値であったものの、物価や人件費の上昇に加え、少子高齢化の進展等による介護・障害福祉サービス給付や後期高齢者医療給付の増加、労務費等を反映した公定価格の上昇などに伴う扶助費の増加が続いている。また、地方債については、計画的な償還を進めており、借入残高を減らすことができているものの、新規借り入れや利率見直しへの金利上昇の影響が出ており、今後は償還負担の増加も見込まれる。さらに、令和7年国勢調査においては本市の人口が減少に転じたことから、今後は少子高齢化や人口減少の進行に伴う人口構成の変化により、市税収入の減少も想定され、加えて、市役所新庁舎の整備が本格化していく中で、その建築費用や後年度の市債の償還負担に備える必要に迫られており、財政運営の見通しは予断を許さない状況である。

そのため、予算編成にあたっては、今後の厳しい財政運営を意識しつつ、大津市総合計画第3期実行計画に掲げる各種事業の着実な実施と持続可能な行財政運営を確立するため、新規事業・既存事業を問わず、事業の必要性や実施方法等の見直しにより効果的・効率的な事業の実施に努めることで収支改善を図ることが必要であり、中期財政フレームにおいて、向こう5年間の収入の適切な見積もりと適正な支出の予測に基づく財政収支を明らかにすることで本市の中長期的な財政運営の指針とするものである。

2 中期財政フレームの必要性

行財政運営にあたっては、行政サービスに対する市民のニーズを踏まえ、その受益と負担の適切なバランスを保ちつつ、資産の形成や維持管理に対する現世代と将来世代の負担の公平性にも留意し、総合計画等に沿ったまちづくりと持続可能な都市経営を推進することが必要である。また、本市の主体的な取組を進めることはもとより、人口減少・少子高齢化社会の進行等を背景とする国全体の財政健全化に向けた取組や、社会情勢の変容による新たな財政需要が加わる中、これらの変化への適切な対応が求められており、将来世代の暮らしの安定も見据えながら、常に中長期的な視点を持った健全な運営が求められている。

直近の社会経済情勢を踏まえ、将来に見込まれる収入をできる限りの確に把握し、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進と行財政改革の継続した取組のもと、毎年度、向こう5年間の収支見通しに対する財政運営の方針を中期財政フレームとしてとりまとめ、計画期間中における収支不足の解消を具体化する取組を、単年度の財政運営の指針（予算の適正規模）として示し、健全財政の堅持に取り組むものである。

3 フレーム改定における基本的事項

- (1) 対象期間 令和9年度から令和13年度までの5年間
- (2) 対象会計 一般会計（特別会計や企業会計への繰出金を含む。）
- (3) 推計のベース
 - ① 各部局の所管する予算事業について、令和9年度の概算要求をもとに、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進や行財政改革の継続した取組、現時点の協議や検討の進捗状況を踏まえ、各事業費を精査のうえ推計。
 - ② 推計の起点は、令和7年度決算額と令和8年度決算見込額（令和8年9月時点）
- (4) 令和10年度以降、新庁舎整備に係る事業費については、大津市庁舎整備基本計画における試算に基づき、新庁舎整備用地取得費と、新庁舎建築費の6割程度を措置。
- (5) 財政指標の目標値

財政の健全性を持続するために、下記4つの財政指標について、行政改革プラン2025の数値目標を本フレームの目標値として設定。

 - ① 経常収支比率 94%以下
 - ② 実質公債費比率 5%以下
 - ③ 将来負担比率 50%以下
 - ④ 市債残高 821億円以下（令和5年度中核市平均値）

〔④の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債^{※1}を除いた市債残高。〕

〔行政改革プラン 2025 で定める令和 10 年度までの期間について目標値を堅持。〕

4 歳入歳出の推計

歳 入

（1）市税

① 個人市民税、法人市民税

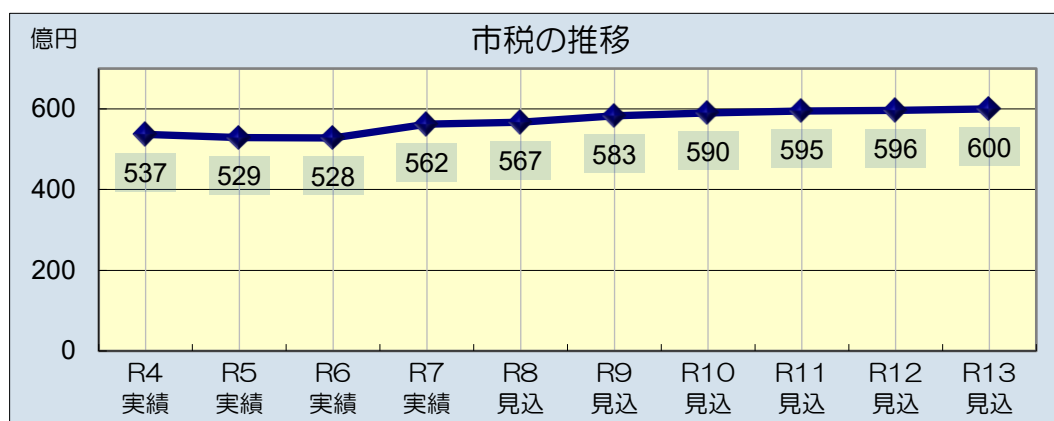
個人市民税は国の試算を踏まえ、賃上げ等による所得水準の上昇を見込み、法人市民税は堅調な企業業績を踏まえ、令和 8 年度決算見込額より増加するものとして推計。

② 固定資産税、都市計画税

令和 9、12 年度は固定資産評価替えによる影響を見込み、それ以外の年度は家屋の新増築により増加するものとして推計。

③ その他の市税（軽自動車税、市たばこ税、事業所税、入湯税等）

令和 9 年度以降のその他の市税は、現時点の社会経済情勢等を踏まえ、令和 7 年度決算額などをもとに推計。

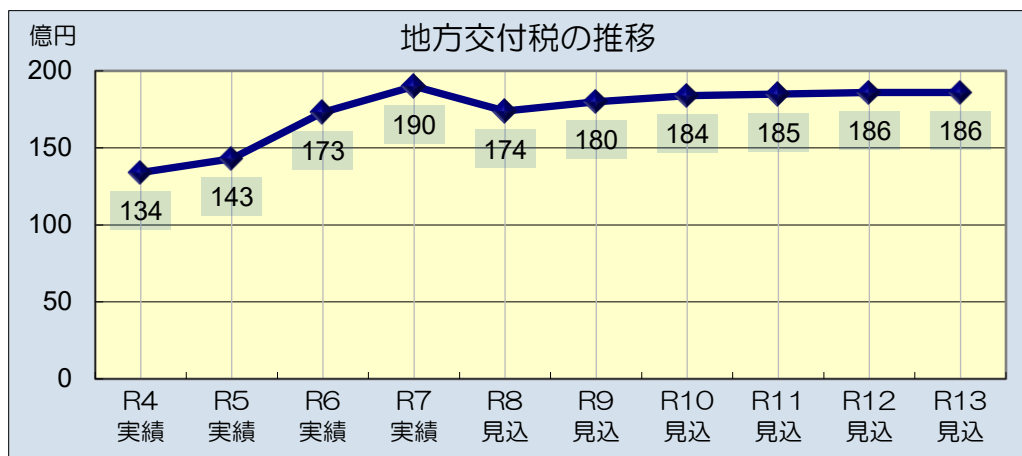


（2）地方譲与税、交付金等

地方譲与税^{※2}、県税交付金^{※3}（地方消費税交付金を除く。）ともに、令和 7 年度決算額やこれまでの経年変化、制度に応じた変動等を踏まえ推計。地方消費税交付金は、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて実施予定の飲食料品の消費税率の引き下げの影響による減少を見込んで推計。（減少分は、地方特例交付金に計上）

(3) 地方交付税

普通交付税^{※4}、特別交付税^{※5}いずれも、近年の交付額や国の予算の動向等を踏まえて推計。

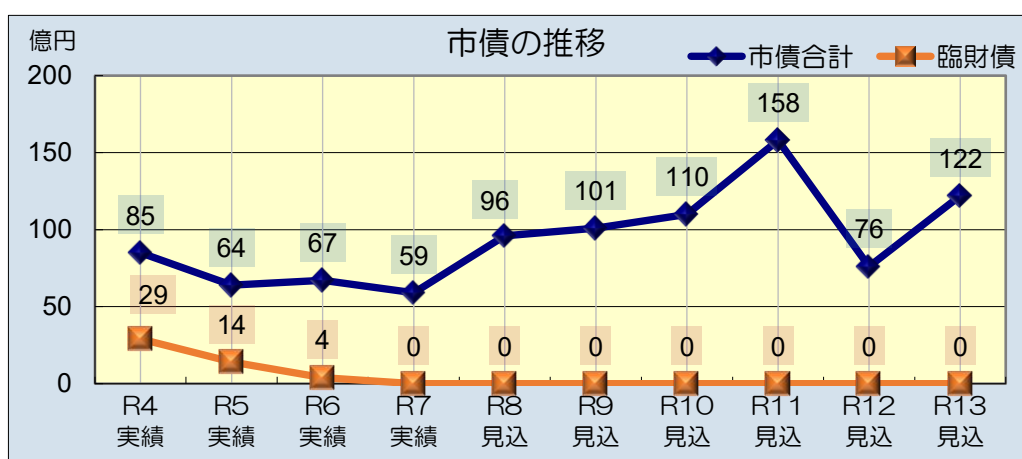


(4) 国県支出金

事業施行年度の歳出事業費に見合う国県支出金を見込む。

(5) 市債

- ① 現行の地方債制度に基づき、対象となる事業の施行年度に相当額を見込む。
- ② 臨時財政対策債は、令和 8 年度以降不発行を見込む。



(6) 繰入金

- ① 財政調整基金^{※6}の繰入金は年度間の均衡調整のみ見込む。
- ② 公共施設の老朽化対策に係る公共施設等整備基金の繰入金を見込む。
- ③ 新庁舎の整備に係る庁舎整備基金の繰入金を見込む。
- ④ 特定目的基金^{※7}は、特定事業の年度ごとの財政需要に応じて繰入を見込む。

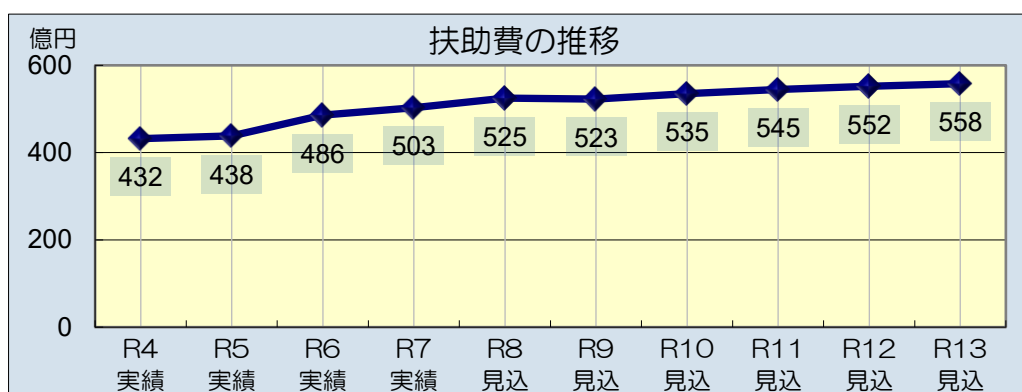
歳 出

(1) 人件費

常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与費のほか、退職手当金は各年度に見込まれる定年退職予定者等の見込みに従い、所要額を推計。

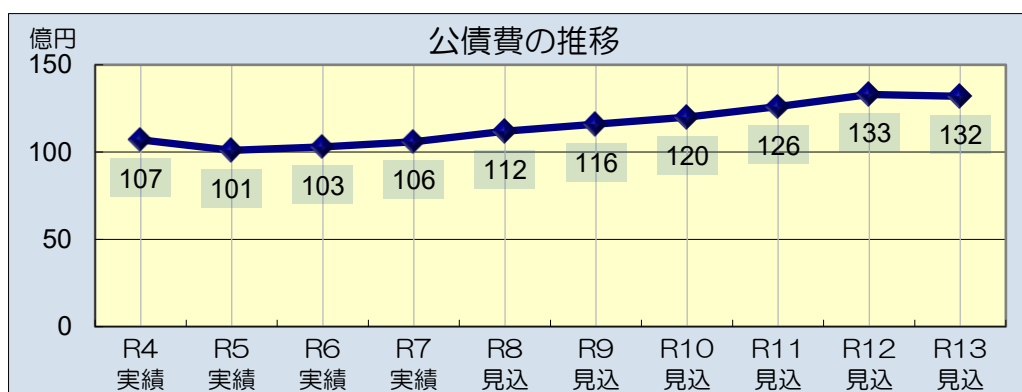
(2) 扶助費^{※8}

障害福祉サービス費及び障害者地域生活支援事業費の増加や、保育所運営費及び施設型給付費等の公定価格上昇などを見込み、所要額を推計。



(3) 公債費^{※9}

- ① 既発債はそれぞれの償還計画に従い、フレーム期間中に新たに発行する見込みの新発債は対象事業の施行年度に基づき、償還額を算定。
- ② 令和9年度以降の新発債の利率は、国債の動向や財政融資、地方公共団体金融機構、銀行等資金の近年の金融情勢と将来見通しから、年利 3.5%で算定。



(4) 物件費^{※10}、維持補修費、補助費等^{※11}

全ての予算事業における費用を事業ごとに推計し、所要額を算定。自治体情報システムの標準化の影響や小中学校の学校 ICT 環境整備の更新に伴う増加や後年度の物価上昇分を見込む。

(5) 積立金

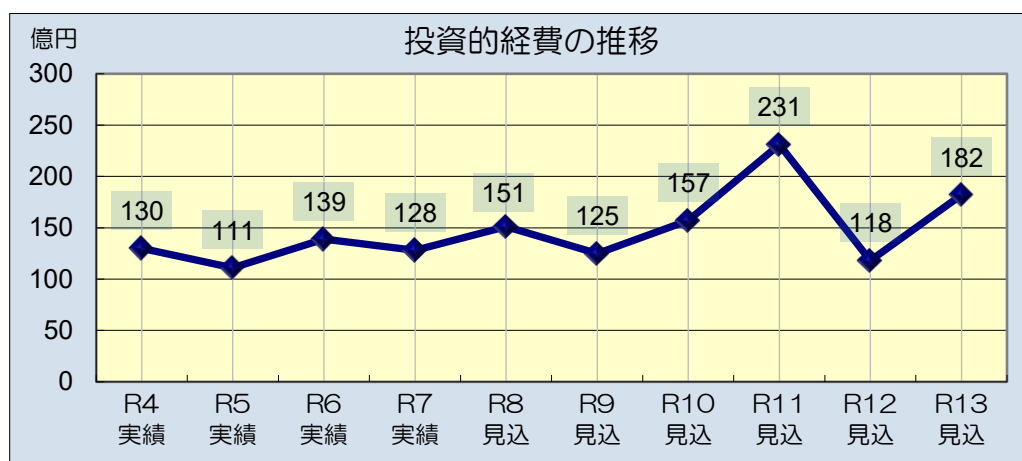
湖都大津まちづくり基金と庁舎整備基金を除き、各種基金における運用益以外の新規積立は見込まない。

(6) 繰出金

一般会計から各特別会計への繰出金については、フレーム期間中における事業の進捗状況や繰出対象経費を精査しながら所要額を見込むとともに、高齢化の進展に伴う医療費や介護サービス費の増加等の影響を受ける保険事業会計への繰出金は自然増を見込み、所要額を推計。

(7) 投資的経費^{※12}

道路や河川の改修費など毎年一定の経費が見込まれるものや、事業継続中である学校施設の長寿命化改良やトイレ改修のほか、今後予定されている新庁舎整備など、総合計画実行計画等の各種計画に見込まれる事業等について、推計された所要額を精査し、事業施行年度に相当額を見込む。また、国県等補助金を活用し実施する事業は、予め要望する交付額や交付見込額に照らし、所要額を算定。



5 向こう5年間の主な歳出の見通し

単位：億円

【社会保障関連経費】	R7 決算	R8 現計予算	R9～13の 事業費見通
障害福祉費（障害福祉サービス費・障害者医療費助成など）	149	161	957
医療費助成（老人・乳幼児・子ども・高校生世代・母子家庭等）	18	17	86
民間保育施設費 （民間保育所児童運営費、施設型給付等支給事業費など）	128	136	727
児童手当・児童扶養手当	85	87	414
生活保護費	69	71	346
各種保険事業特別会計への繰出金（国保、介護、後期高齢者）	86	88	471

単位：億円

【社会資本整備等関連経費】	R7 決算	R8 現計予算	R9～13の 事業費見通
一般廃棄物処理施設の管理経費・施設改築更新 一般廃棄物収集運搬経費など	36	38	184
社会体育施設や都市公園施設の管理運営・施設整備など	32	15	81
道路維持費（道路維持修繕、街路樹管理、市道橋補修）	12	10	58
道路新設改良費 （市道幹 2028 号線の道路整備など）	16	15	58
街路事業費 （都市計画道路 3・4・46 号、3・5・101 号の道路整備など）	5	2	42
小中学校の長寿命化改良・トイレ改修・体育館空調設置・ ICT 環境整備など	65	21	372
市民センター長寿命化等改良	6	3	11

今回改定する中期財政フレームの向こう5年間の歳出見通しは、前回の改定時に比べ約 330 億円増加した。全体として事業費が増加した主な要因は、人件費や社会保障関連経費に係る扶助費の増加のほか、新庁舎整備に係る事業費を見込むとともに、後年度の物価上昇分や、各事業の年度進捗に伴う増加分を適切に捕捉した結果、大幅な増加見通しとなったものである。

6 向こう5年間の財政収支の見通し

物価や賃金の上昇が続く一方、中東情勢や自然災害、金融資本市場の変動といった先行きが見通し難い社会経済情勢の中で、国の施策や動向、前年度決算額などを総合的に勘案した上で、歳入見通しにおいては現時点におけるできる限り正確な見込額による推計を行い、また、歳出については、人件費や少子高齢化等を背景に増加する扶助費、公共施設の老朽化対策経費、新庁舎整備などの大規模事業の進捗に伴う経費等を見込んだ結果、フレーム期間中の収支バランスを取るためには、財政調整基金や公共施設等整備基金などからの繰入金を見込まざるを得ない、厳しい見通しとなった。

このような状況下においても、積極的な行財政改革やDXの推進等により、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、子ども・子育て施策の強化や防災・減災の推進等に積極的に取り組むことが求められている。今後も適正な見積りによる予算編成に努めるとともに、事業の必要性や優先度を精査し、効果的で効率的な経費の支出を徹底することにより、行政サービスの向上と健全財政の堅持に取り組んでいく必要がある。

		単位：百万円						
年 度		R7 決算	R8 現計予算	R9 見込	R10 見込	R11 見込	R12 見込	R13 見込
歳入	市税	56,171	56,674	58,293	59,019	59,525	59,592	60,024
	譲与税・交付金	12,813	12,993	13,223	13,323	13,323	13,323	13,323
	地方交付税	18,960	17,432	18,012	18,360	18,537	18,626	18,626
	国県支出金	47,027	47,278	45,431	47,036	47,503	47,744	48,386
	市債	5,855	9,599	10,124	10,955	15,807	7,592	12,240
	その他	11,279	9,294	9,193	9,454	11,117	9,480	10,491
計(A)		152,105	153,270	154,276	158,147	165,812	156,357	163,090
歳出	人件費	27,425	28,438	28,203	29,225	28,455	29,388	28,794
	扶助費	50,252	52,530	52,326	53,524	54,499	55,205	55,768
	公債費	10,597	11,182	11,591	11,956	12,595	13,256	13,208
	投資的経費	12,773	15,125	12,458	15,701	23,109	11,771	18,200
	その他	48,095	45,995	49,698	47,741	47,154	46,737	47,120
	計(B)	149,142	153,270	154,276	158,147	165,812	156,357	163,090
うち一般財源		91,701	88,669	86,514	87,658	88,287	88,763	89,073
収支(A)-(B) R7カッコ内数値は形式収支 下段は実質収支		(2,963)	0	0	0	0	0	0
各年度の基金充当額 (繰入その他の一部を再掲)				1,670	2,031	3,799	2,223	2,945
								12,668
5年計								
基金の内訳	R7残高	R8残高 見込	R9 充当額	R10 充当額	R11 充当額	R12 充当額	R13 充当額	R13残高 見込
公共施設等整備基金	7,275	7,160	583	705	511	494	393	4,947
庁舎整備基金	4,206	4,216	0	0	2,150	0	1,204	1,546
退職手当基金	1,192	995	0	300	0	300	0	433

- ※ 現計予算は、令和8年度9月補正予算に、令和7年度から令和8年度への繰越事業を追加した額です。
 ※ 各項目は、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
 ※ 基金のR13残高見込には期間中の積立及び利息が含まれています。

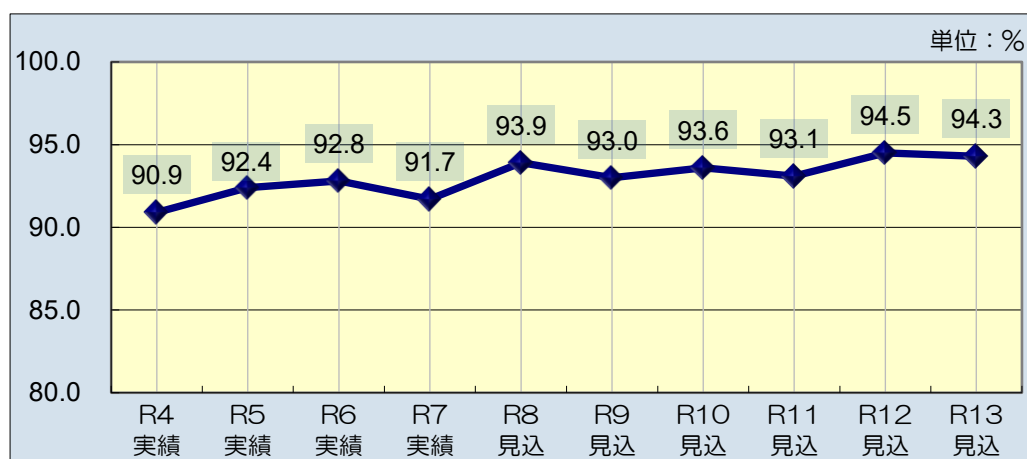
7 向こう5年間の財政指標等の見通し

財政収支の見通しを踏まえた財政指標（経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、市債残高）及び財政調整基金残高の見通しは、次のとおり。

（1）経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を指標化し、市税など毎年経常的に収入される財源が義務的経費など毎年経常的に支出される経費に充当される割合を示すもので、比率が高いほど財政が硬直化する傾向を表す。

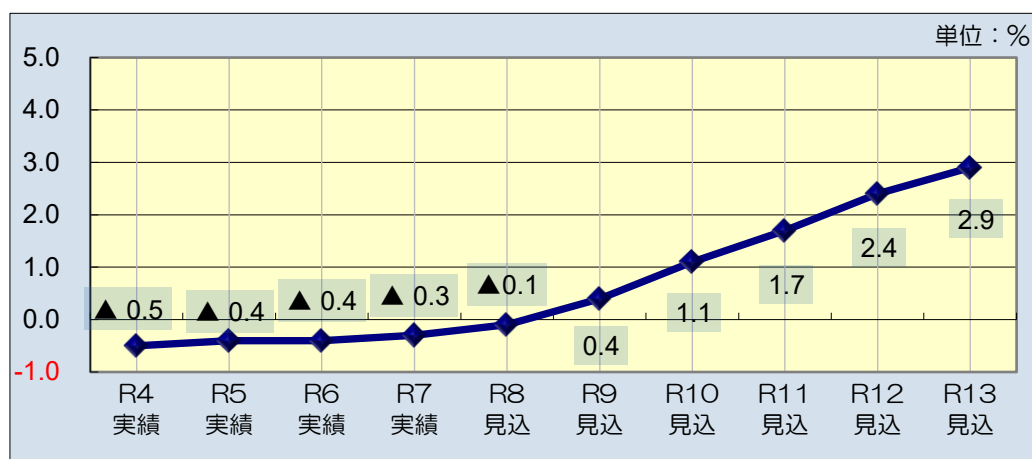
引き続き、扶助費などの義務的経費の増加や一般行政経費の比重が高まる傾向にあるため、予断を許さない状況が続くと見込まれる。加えて、新庁舎整備費に係る市債償還が始まる令和12年度以降、財政構造の硬直化がより顕著となることから、今後とも、一般行政経費をはじめとする経常経費の抑制に努めていくことが必要である。



(2) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、借入金の返済額を指標化し、当該地方公共団体の資金繰りの深刻度を示すもので、一般会計で償還している市債に加え、特別会計で償還し、一般会計がその一部を繰出金として負担しているものを含めて算出する。

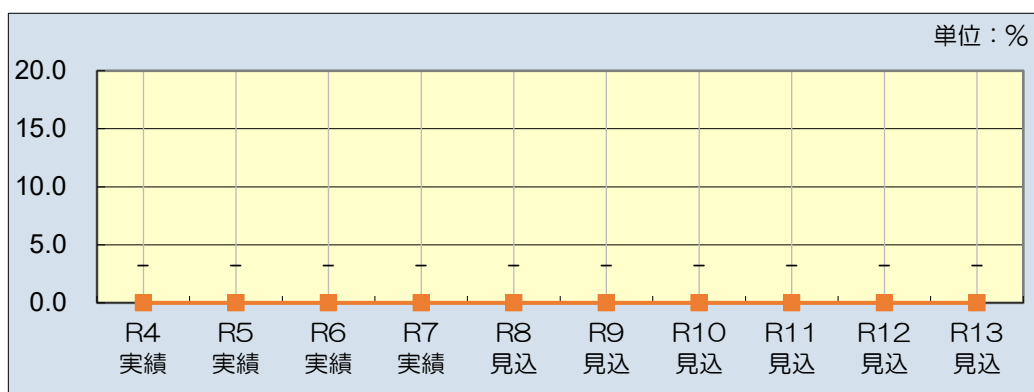
新庁舎整備が始まるフレーム期間の終わりにかけて比率が上昇することから、引き続き、事業の選択と集中による投資的経費の最適化に努め、健全な財政運営の維持を図る。



(3) 将来負担比率の推移

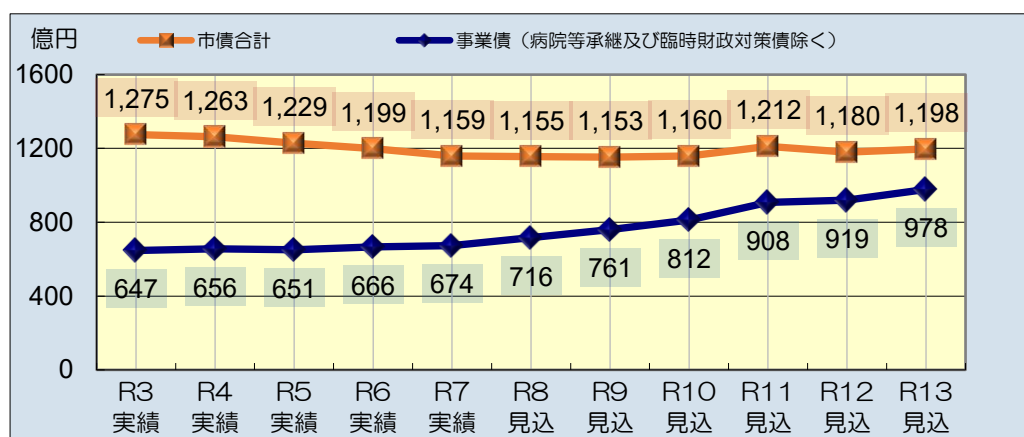
将来負担比率は、一般会計の借入金や将来支出しなければならない可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いの程度を示すもので、比率が高いほどその可能性が高い。

市債残高の増加や基金の取り崩しにより充当可能基金が減少すれば、将来負担比率が上昇することから、今後の動向に注視する必要がある。令和元年度以降、数値が算定されておらず、フレーム期間中も同様の見込みであるが、今後も健全な財政運営の維持に努める。



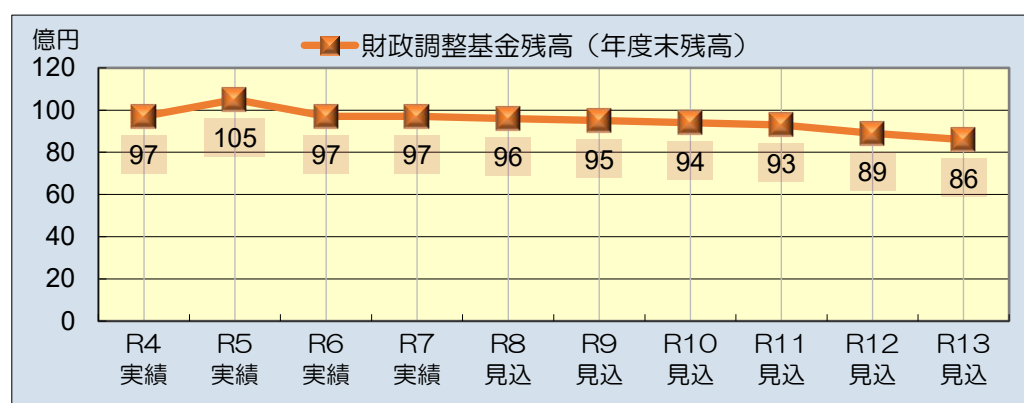
(4) 市債残高の推移

市債残高全体としては、令和 7 年度以降臨時財政対策債の発行がなくなったため、令和 9 年度までは減少傾向が継続するものの、ごみ処理施設の改築更新や中消防署の移転新築など、大型の投資的事業を推進してきた結果、事業債残高の高まりが顕著となっており、令和 10 年度以降、新庁舎整備等の影響により再び増加する見込みである。しかしながら、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業等、老朽化する公共施設のマネジメント事業を推進させることは喫緊の課題であり、今後の事業債の増加は避けられない状況となっていることから、今後は、各建設事業の優先性の精査はもとより、建設事業の推進に伴う各種事業債の計画的な発行や単なる資金手当としての市債の発行抑制、各種基金の活用など多様な取組を行い、市債残高を抑制するとともに、他の財政指標等の動向にも留意し、バランスの取れた財政運営に努めなければならない。



(5) 財政調整基金残高の推移

年度間の財源を調整するための基金である財政調整基金は、臨時的な財政需要に備え、決算剰余金等を積み立てた結果、令和 7 年度末現在高は約 97 億円となった。今後、新庁舎整備や公共施設の老朽化対応による財政需要、物価や人件費、扶助費の上昇を見込むと、毎年度数億円の基金繰り入れが必要となり、フレーム期間の最終年度において、基金残高が約 86 億円となる見込みである。



8 参考（用語説明）

ページ	用語	説明
P.3	※1 臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。発行可能額は国によって決定され、元利償還相当額が地方交付税に全額算入される。
P.3	※2 地方譲与税	国が徴収した税を一定の基準により地方団体に譲与するもの。 （自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税など）
P.3	※3 県税交付金	県が徴収した税を一定の基準により市町に交付するもの。 （利子割交付金、配当割交付金など）
P.4	※4 普通交付税	標準的な行政需要（基準財政需要額）に対し、標準的な税収入等（基準財政収入額）が不足する団体に国から交付されるもの。
P.4	※5 特別交付税	災害など普通交付税で捕捉されない特別の財政需要について、国から交付されるもの。
P.4	※6 財政調整基金	年度間の財源を調整するための基金。財政に余裕が生じた年度に積立を行い、財源が不足する年度に取崩して歳入不足を補う。
P.4	※7 特定目的基金	特定の目的のために積み立てられた基金。学校や市民センターなどの大規模な整備事業を目的とした「公共施設等整備基金」などがある。
P.5	※8 扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
P.5	※9 公債費	地方公共団体が発行した地方債の返済に要する経費。
P.5	※10 物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。（旅費、備品購入費、委託料など）
P.5	※11 補助費等	各団体等への補助金や専門家への報酬、他の地方公共団体や国などに対する支出。
P.6	※12 投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備等に要する経費。